



栃木県公報

平成30(2018)年
9月25日(火)
第3024号

目次

告示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	759
○生活保護法による指定介護機関の指定	767
○道路の区域の変更	769
○道路の供用開始	770

告示

栃木県告示第四百九十六号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金等から適用する。

平成三十年九月二十五日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部林業木材産業課の款特用林産物基盤再生事業費補助金の項の次に次のように加える。

<p>造林事業補助金</p>	<p>民有林の有する機能に応じた森林整備を推進し、もつて森林の有する多面的機能の維持増進を図る。</p>	<p>一 森林環境保全整備事業 (一) 森林環境保全直接支援事業 (1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者(森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下この項において同じ。)、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下この項において同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令第十一条第七号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)、森林所有者団体(同条第八号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。)、森林経営計画認定者(森林経営計画(森林法第十一条第一項に規定する計画をいう。以下この項において同じ。)を作成し、当該計画について同条第五項の認定を受けた者をいう。以下この項において同じ。)、特定間伐等実施者(特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第五条第一項に規定する計画をいう。以下この項にお</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者及び施業代行者</p>
----------------	--	--	---

いて同じ。)に特定間伐等の実施主体として定められたものをいう。以下この項において同じ。)又は施業代行者(森林法第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者をいう。以下この項において同じ。)が森林環境保全整備事業実施要領(平成十四年三月二十九日付け十三林整第八百八十五号林野庁長官通知)及び栃木県造林補助事業実施要領(昭和四十八年八月十八日付け造林第百十八号林務観光部長通知)に基づき行う次に掲げる事業に要する経費

イ 人工造林又は樹下植栽等

(イ) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの

(ロ) (イ)以外のもの

ロ 下刈り又は倒木起こし

(イ) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの

査定額(標準経費(知事が別に定める方法により求めた経費をいう。以下この款において同じ。))に事業ごとの査定係数の百分の一を乗じて得た額をいう。以下この款において同じ。)の十分の五・五(公益的機能別施業森林外針葉樹植栽(森林法第四条第二項第三号の三に規定する公益的機能別施業森林以外の森林における針葉樹植栽をいう。以下この項において同じ。))に係るものにあつては、十分の四)以内
査定額の十分の四以内
査定額の十分の四(新たに皆伐を実施した森林に植栽した針葉樹に係る下刈りにあつては、十分の五)以内

		<p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>ハ 枝打ち 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの</p> <p>ニ 除伐又は保育間伐 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は施業代行者が要間伐森林（森林法第十条の十第二項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）において実施するもの</p> <p>ホ 間伐又は更新伐 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は施業代行者が要間伐森林において実施するもの（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）</p> <p>ヘ 付帯施設等整備</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業であつて、二十一世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成六年八月十五日付け六林野企第百二十五号農林水産事務次官通知）に基づき森林整備活性化資金の貸付けを受けて行うもの</p> <p>(2) 環境の森機能強化事業 市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町</p>	<p>査定額の十分の四以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p> <p>査定額の十分の五以内</p> <p>査定額の十分の四・三（イ(イ)に掲げる事業（公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものを除く。）に係るものにあつては十分の五・八又はへに掲げる事業に係るものにあつては十分の五・三）以内</p> <p>標準経費の十分の十以内</p>	<p>市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者又は特定間伐等</p>
--	--	--	--	---

村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り、)が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備(事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。)に要する経費

(3) 花粉発生源対策促進事業

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は施業代行者が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は樹下植栽等に要する経費

イ 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの

ロ イ以外のもの

(4) 侵入竹対策事業

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林所有者団体であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は施業代行者であるものが森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費

イ 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐

ロ 経営林誘導型 除伐、保育間伐又は間伐

標準経費の十分の十(公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものにあつては、査定額の十分の四、新たに皆伐を完了した森林に植栽する人工造林にあつては、査定額の十分の五・五)以内
査定額の十分の四以内

標準経費の十分の十以内
査定額の十分の四以内

実施者であるもの(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り、)市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者及び施業代行者

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林所有者団体であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は施業代行者であるもの

(二) 環境林整備事業

(1) 公的森林整備

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。)が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業(事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。)に要する経費

イ 人工造林又は樹下植栽等

査定額の十分の五・五以内

市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。)

ロ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐

査定額の十分の四以内

ハ 付帯施設等整備

査定額の十分の五以内

(2) 環境の森機能強化事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの(市町村にあつては森林所有者と、市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。)が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備(事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。)に要する経費

標準経費の十分の十以内

市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。)

(3) 花粉発生源対策促進事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。)が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造

標準経費の十分の十(新たに皆伐を完了した森林に植栽する人工造林にあつては、査定額の十分の五・五)以内

市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林

林又は樹下植栽等（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

(4) 侵入竹対策事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

イ 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐

ロ 経営林誘導型 除伐、保育間伐又は間伐

(5) 被害森林整備

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（市町村以外の事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

イ 人工造林、樹下植栽等又は付帯施設等整備

ロ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐又は更新伐

(6) 林業獣害対策モデル事業

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）が森林環境保全整備事業実施要領及

所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）

森林組合等、特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）

標準経費の十分の十以内

査定額の十分の四以内

査定額の十分の五以内

査定額の十分の四・五以内

査定額の十分の五・五以内

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事

		<p>び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う森林保全再生整備(市町村以外の事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。)に要する経費</p> <p>(7) 保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林所有者団体又は森林経営計画認定者が森林環境保全整備事業実施要領、栃木県造林補助事業実施要領及び松くい虫被害対策事業実施要領(平成九年四月一日付け九林野造第八十二号林野庁長官通知)に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>イ 保全松林健全化整備</p> <p>ロ 松林保護樹林帯造成</p> <p>(イ) 人工造林</p> <p>(ロ) 樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、除伐、保育間伐又は付帯施設等整備</p> <p>(ハ) 更新伐</p> <p>二 農山漁村地域整備事業</p> <p>(一) 共生環境整備事業</p> <p>(1) 森林空間総合整備事業 市町村が農山漁村地域整備交付金実施要領(平成二十二年四月一日付け二十一生畜第二千四百五十四号、二十一農振第二千四百三十六号、二十一林整計第三百二十四号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>イ 全体計画調査、付帯施設整備又は林内歩道等整備</p>	<p>標準経費の十分の十以内</p> <p>標準経費の十分の九(地ごしらえのうち知事が別に定めるものに係るものにあつては、十分の十)以内</p> <p>標準経費の十分の九以内</p> <p>標準経費の十分の十以内</p> <p>当該事業に要する経費の十分の七以</p>	<p>業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り、)市町村、森林所有者、森林組合等、森林所有者団体及び森林経営計画認定者</p> <p>市町村</p>
--	--	--	--	---

		<p>ロ 共生環境整備</p> <p>ハ 用地等取得</p> <p>(2) 絆の森整備事業 市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>イ 全体計画調査、付帯施設整備又は林内歩道等整備</p> <p>ロ 共生環境整備</p> <p>ハ 用地等取得</p> <p>(二) 機能回復整備事業</p> <p>(1) 特定林地改良 市町村、森林所有者、森林組合等又は森林所有者団体が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う特定林地改良又は付帯施設等整備に要する経費</p> <p>(2) 耕作放棄地等森林造成 市町村が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は付帯施設等整備に要する経費</p> <p>(3) 花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画</p>	<p>内 標準経費の十分の七（人工造林（広葉樹植栽に限る。）に係るものにあつては、十分の九）以内</p> <p>当該事業に要する経費の十分の四以内</p> <p>内 標準経費の十分の七（人工造林（広葉樹植栽に限る。）に係るものにあつては、十分の九）以内</p> <p>当該事業に要する経費の十分の七以内</p> <p>内 標準経費の十分の七（人工造林（広葉樹植栽に限る。）に係るものにあつては、十分の九）以内</p> <p>当該事業に要する経費の十分の四以内</p> <p>内 標準経費の十分の八・五以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者。ただし、全体計画調査又は用地等取得に係る経費については、市町村に限る。</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合等及び森林所有者団体</p> <p>市町村</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法</p>
--	--	--	--	--

		<p>認定者又は特定間伐等実施者が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>イ 花粉発生源植替え (イ) 及び (ロ) を一体的に行うものに限る。) (イ) 立木の伐倒及び搬出集積</p> <p>(ロ) 地こしらえ及び少花粉スギコンテナ苗の植栽</p> <p>ロ 付帯施設等整備</p>	<p>査定額の十分の四以内</p> <p>標準経費の十分の十 (新たに皆伐を完了した森林に植栽するものにあつては、査定額の十分の五・五) 以内</p> <p>査定額の十分の五以内</p>	<p>人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者</p>
--	--	---	---	---

環境森林部の部森林整備課の款造林事業補助金の項を削る。

(林業木材産業課)

栃木県告示第497号

生活保護法 (昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第2項において準用する場合を含む。) においてその例による場合を含む。以下同じ。) 第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年 9 月 25 日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局足利 北店	足利市新山町 2233-1	居宅療養管理指 導
平成 29 (2017) 年 9月1日	嶋崎 勝典	栃木市片柳町 5- 11-9	とちぎ診療所	栃木市片柳町 5- 11-9	訪問看護 訪問リハビリ テーション
平成 29 (2017) 年 2月1日	医療法人社団み こころ会	栃木市大平町西水 代1931-3	清水 歯科クリ ニック	栃木市大平町西水 代1931-3	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局栃木 インター店	栃木市箱森町 38- 63	居宅療養管理指 導

平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局千渡 店	鹿沼市千渡1754- 4	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局今市 店	日光市瀬尾49-2	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局矢板 南店	矢板市木幡1563- 1	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局大田 原西店	那須塩原市緑1- 8-44	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524- 2	株式会社フレン ド南河内調剤薬 局	下野市祇園1-25- 4	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局自治 医大店	下野市祇園1-8	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524- 2	フレンド薬局自 治医大駅前店	下野市医大前3- 2-18	居宅療養管理指 導
平成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524- 2	株式会社フレン ド自治医大前し もつけ調剤薬局	下野市祇園1-10- 3	居宅療養管理指 導

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局足利 北店	足利市新山町 2233-1	介護予防居宅療 養管理指導
平成 29 (2017) 年 9月1日	嶋崎 勝典	栃木市片柳町5- 11-9	とちぎ診療所	栃木市片柳町5- 11-9	介護予防訪問看 護 介護予防訪問リ ハビリテーション 介護予防居宅療 養管理指導
平成 29 (2017) 年 2月1日	医療法人社団み こころ会	栃木市大平町西水 代1931-3	清水 歯科クリ ニック	栃木市大平町西水 代1931-3	介護予防居宅療 養管理指導
平成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局栃木 インター店	栃木市箱森町38- 63	介護予防居宅療 養管理指導

平成30 (2018)年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局千渡 店	鹿沼市千渡1754- 4	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局今市 店	日光市瀬尾49-2	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局矢板 南店	矢板市木幡1563- 1	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局大田 原西店	那須塩原市緑1- 8-44	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524-2	株式会社フレン ド南河内調剤薬 局	下野市祇園1-25- 4	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局自治 医大店	下野市祇園1-8	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524-2	フレンド薬局自 治医大駅前店	下野市医大前3- 2-18	介護予防居宅療 養管理指導
平成30 (2018)年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524-2	株式会社フレン ド自治医大前し もつけ調剤薬局	下野市祇園1-10- 3	介護予防居宅療 養管理指導

(保健福祉課)

栃木県告示第498号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年9月25日から同年10月24日まで一般の縦覧に供する。

平成30(2018)年9月25日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 羽生田上蒲生線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
177	前	下都賀郡壬生町大字助谷942-1から 下都賀郡壬生町大字助谷942-1まで	37.0~37.0	26.0	
	後	下都賀郡壬生町大字助谷942-1から 下都賀郡壬生町大字助谷942-1まで	37.0~37.0	26.0	
177	前	下都賀郡壬生町大字助谷944-2から 下都賀郡壬生町大字助谷631-1まで	35.2~78.6	287.0	

	後	下都賀郡壬生町大字助谷944-2 から 下都賀郡壬生町大字助谷631-1 まで	35.2 ~ 48.9	287.0	
177	前	下都賀郡壬生町大字助谷609-5 から 下都賀郡壬生町大字助谷609-5 まで	47.8 ~ 47.8	18.5	
	後	下都賀郡壬生町大字助谷609-5 から 下都賀郡壬生町大字助谷609-5 まで	47.8 ~ 47.8	18.5	
177	前	下都賀郡壬生町大字国谷588-1 から 下都賀郡壬生町大字国谷763-1 まで	42.5 ~ 66.2	471.0	
	後	下都賀郡壬生町大字国谷588-1 から 下都賀郡壬生町大字国谷763-1 まで	32.9 ~ 56.6	471.0	

栃木県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年9月25日から同年10月24日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年9月25日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
68	主 要 地 方 道 宇 都 宮 向 田 線	宇都宮市平出町6077-3 から 宇都宮市平出町6048まで	平成30（2018）年 9月27日

(道路保全課)